

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

新	旧
別紙様式 N-137 号	別紙様式 N-137 号
<p>輸入（引取）申告内容変更控</p> <p>別紙様式 N-137 号</p> <p>代表税務 区分 輸入申告税関一提出先一申告日 特例申告税関 税関場所 申告番号</p> <p>輸入者 住所 電話 代理人 通関士コード</p> <p>輸入取引者 輸出者名 住所</p> <p>AWB番号 税関名称 取付港 MAWB番号 入港年月日 発出地 貨物数量 個</p> <p>貿易形態別番号 税関用件号 仕入税関別 貿易管理令【輸入承認等】 文法手段等【 他法令承認等番号 (1) (2) (3) (4) (5) 関税法70条の3第1項可承認 共通管理番号 名称 種別 別称 税関承認 貨物1【 内容点検承認書1【2【3【 貨物取扱届【</p> <p>通関レート 記事1 構成員 欄</p> <p>記事2 社内管理番号 利用者管理番号</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>税関記入欄 番印 番印</p>	<p>輸入（引取）申告内容変更控</p> <p>別紙様式 N-137 号</p> <p>代表税務 区分 輸入申告税関一提出先一申告日 特例申告税関 税関場所 申告番号</p> <p>輸入者 住所 電話 代理人 通関士コード</p> <p>輸入取引者 輸出者名 住所</p> <p>AWB番号 税関名称 取付港 MAWB番号 入港年月日 発出地 貨物数量 個</p> <p>貿易形態別番号 税関用件号 仕入税関別 貿易管理令【輸入承認等】 文法手段等【 他法令承認等番号 (1) (2) (3) (4) (5) 関税法70条の3第1項可承認 共通管理番号 名称 種別 別称 税関承認 貨物1【 内容点検承認書1【2【3【 貨物取扱届【</p> <p>通関レート 記事1 構成員 欄</p> <p>記事2 社内管理番号 利用者管理番号</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>< 欄>統合先欄 品目番号 数量(1) 数量(2) 品名 価格 輸入令別表 原産地 単価確認【</p> <p>税関記入欄 番印 番印</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

輸入（引取）申告内容変更控 別紙様式 N-137 号					輸入（引取）申告内容変更控 別紙様式 N-137 号										
代表税務	区分	輸入申告税関	提出先	申告日	特例申告税関	利用税務	申告番号	代表税務	区分	輸入申告税関	提出先	申告日	特例申告税関	利用税務	申告番号
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地	利用税務処理番号	申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地	利用税務処理番号	申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						
< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]			< 欄>	統合先欄	品目番号 数量① 品名 数量② 輸入令別表 原産地		申告確認	[]		
	価格								価格						

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

新	旧
<p>別紙様式 N-142 号</p> <p style="text-align: right;">別紙様式 N-142 号</p> <p style="text-align: center;">展示等積戻し申告控</p> <p>大額/小額 特区種別 SP/OBC 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 届置場所 申告番号</p> <p>参加者 住所 荷受人 住所 代理人</p> <p style="text-align: right;">通関士コード</p> <p>AWB番号 積込取扱名 代理店営業所</p> <p style="text-align: center;">積込航空会社</p> <p>貨物総重量 最終仕向地 出港予定年月日</p> <p>積込 枚 梱</p> <p>記号F1</p> <p>記号F2</p> <p>保税運送先</p> <p>< 梱> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積込国 申告価格 (FOB)</p> <p>< 梱> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積込国 申告価格 (FOB)</p> <p>< 梱> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積込国 申告価格 (FOB)</p> <p>< 梱> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積込国 申告価格 (FOB)</p> <p>< 梱> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積込国 申告価格 (FOB)</p> <p>税関記入欄</p> <p style="text-align: center;">審査印 審査印</p>	<p>別紙様式 N-142 号</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

別紙様式 N-142 号

展示等積戻し申告控

大額/小額 特記種別 SP/OBC 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 課税場所 申告番号

< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の課税国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の課税国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の課税国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の課税国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の課税国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の課税国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の課税国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

新	旧
<p>別紙様式 N-143 号</p> <p style="text-align: right;">別紙様式 N-143 号</p> <p style="text-align: center;">展示等積戻し申告内容変更控</p> <p>大類/小類 特記種別 SP/OBC 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 積込場所 申告番号</p> <p>参加者 住所 荷受人 住所 代理人</p> <p style="text-align: right;">通関士コード</p> <p>AWB番号 積込票番号 代理店営業所</p> <p style="text-align: right;">貨物総個数 最終仕向地 出港予定年月日</p> <p>構成 枚 欄</p> <p>記号1</p> <p style="text-align: right;">社内整理番号 利用者別番号</p> <p>記号2</p> <p>保税運送先</p> <p>< 欄> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積出国 申告価値 (FOB)</p> <p>< 欄> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積出国 申告価値 (FOB)</p> <p>< 欄> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積出国 申告価値 (FOB)</p> <p>< 欄> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積出国 申告価値 (FOB)</p> <p>< 欄> 展示等申告番号 品名 貨物個数 個 貨物重量 KG 到着時の積出国 申告価値 (FOB)</p> <p>税関記入欄</p> <p style="text-align: right;">審査印</p> <p style="text-align: right;">審査印</p>	<p>別紙様式 N-143 号</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

別紙様式 N-143 号

展示等積戻し申告内容変更控

大額/小額 特区分別 SP/OBC 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 積戻場所 申告番号

< 欄 >	展示等申告番号								
	品名								到着時の積込国
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								到着時の積込国
	品名								申告価格 (FOB)
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								到着時の積込国
	品名								申告価格 (FOB)
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								到着時の積込国
	品名								申告価格 (FOB)
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								到着時の積込国
	品名								申告価格 (FOB)
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)
< 欄 >	展示等申告番号								到着時の積込国
	品名								申告価格 (FOB)
	貨物個数	個	貨物重量	KG					申告価格 (FOB)

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

新	旧																								
<p>別紙様式 N-144 号</p> <p style="text-align: right;">別紙様式 N-144 号</p> <p>船名・数量等（展示等積戻し許可内容）変更申請控情報</p> <p style="text-align: center;">取</p> <p>に展示等積戻し許可された申告番号 について、次のとおり変更を申請します。</p> <p>大額/小額 特区分別 SP/OBC 区分 あて先税関 申請受付部門 申請年月日 申告番号</p> <p>申請者 通関士</p> <p>当初申告者</p> <p>参加者 住所</p> <p>荷受人 住所</p> <p>展示等積戻し許可時申告番号 展示等積戻し許可年月日</p> <p>訂正種別 訂正理由</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(項 目)</td> <td style="width: 35%;">(変 更 前)</td> <td style="width: 35%;">(変 更 後)</td> </tr> <tr> <td>AWB 番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積込港</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終仕向地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物個数</td> <td style="text-align: center;">個</td> <td style="text-align: center;">個</td> </tr> <tr> <td>記事 1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>記事 2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">社内整理番号 利用者整理番号</td> </tr> <tr> <td>税関記入欄</td> <td style="text-align: center;">審査印</td> <td style="text-align: center;">審査印</td> </tr> </table>	(項 目)	(変 更 前)	(変 更 後)	AWB 番号			積込港			最終仕向地			貨物個数	個	個	記事 1			記事 2		社内整理番号 利用者整理番号	税関記入欄	審査印	審査印	<p>別紙様式 N-144 号</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>
(項 目)	(変 更 前)	(変 更 後)																							
AWB 番号																									
積込港																									
最終仕向地																									
貨物個数	個	個																							
記事 1																									
記事 2		社内整理番号 利用者整理番号																							
税関記入欄	審査印	審査印																							

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

新	旧
<p>別紙様式 N-145 号</p> <p style="text-align: right;">別紙様式 N-145 号</p> <p style="text-align: center;">展示等積戻し許可内容変更申請控情報</p> <p style="text-align: center;">般</p> <p style="text-align: center;">に展示等積戻し許可された申告番号 について、船名・数量等（展示等積戻し許可内容）変更申請に基づき、変更したので通知します。</p> <p>展示等積戻し許可内容変更承認日</p> <p>大額/小額 特区種別 SP/OBC 区分 あて先税関 申請先部門 申請年月日 申告番号</p> <p>申請者 通関士</p> <p>当初申告者</p> <p>参加者 住所</p> <p>荷受人 住所</p> <p>展示等積戻し許可時申告番号 展示等積戻し許可年月日</p> <p>訂正種別 訂正理由 保稅物送付承認期間</p> <p>(項 目) (変 更 前) (変 更 後)</p> <p>AWB 番号</p> <p>積込港</p> <p>最終仕向地</p> <p>貨物個数 個 個</p> <p>記事 1</p> <p>記事 2 社内整理番号 利用者整理番号</p>	<p>別紙様式 N-145 号</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】

新	旧
<p>(特例輸入者の承認の申請) 4 の 2 - 1</p> <p>(1) 特例輸入者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承認申請業務」により、承認申請事務担当者、輸入関係帳簿及び書類の保存状況等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関(本関)(以下この節及び次節において「担当税関」という。)に送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(特例申告貨物の指定の申請) 4 の 2 - 2</p> <p>(1) 申告の特例を受ける貨物の指定を受けようとする者が、システムを使用して、貨物の指定の申請を行う場合には、指定を受けようとする貨物の<u>指定区分</u>(<u>関税法施行令(昭和29年政令第150号)第4条の7第1項第2号に規定する指定区分をいう。以下同じ。)</u>ごとに申請を行う行うこととし、「特例申告貨物指定申請業務」により、指定を受けようとする貨物の品名、輸入許可回数等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 特例申告担当統括官は、貨物の指定を行う場合には、システムを通じて指定情報を登録するものとする。この場合において、申請者が「貨物指定書」(税関様式C第9110号)の交付を希望する場合は、システムによる指定に併せて指定書を交付するものとする。</p> <p>(特例申告貨物の指定取りやめの届出) 4 の 2 - 3 特例輸入者が、システムを使用して、指定貨物について特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出を行う場合には、「特例申告貨物指定取りやめ届出業務」により、特例申告書を提出する必要がなくなった指定貨物の<u>指定区分</u>、取りやめ理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</p>	<p>(特例輸入者の承認の申請) 4 の 2 - 1</p> <p>(1) 特例輸入者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承認申請業務」により、承認申請事務担当者、輸入関係帳簿及び書類の保存状況等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関(本関)(以下この節において「担当税関」という。)に送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(特例申告貨物の指定の申請) 4 の 2 - 2</p> <p>(1) 申告の特例を受ける貨物の指定を受けようとする者が、システムを使用して、貨物の指定の申請を行う場合には、指定を受けようとする貨物の<u>所属区分</u>ごとに申請を行う行うこととし、「特例申告貨物指定申請業務」により、指定を受けようとする貨物の品名、輸入許可回数等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 特例申告担当統括官は、貨物の指定を行う場合には、システムを通じて指定情報を登録するものとする。この場合において、申請者が「貨物指定書」(税関様式C第9110号)の交付を希望する場合は、システムによる指定に併せて指定書を交付するものとする。</p> <p>(特例申告貨物の指定取りやめの届出) 4 の 2 - 3 特例輸入者が、システムを使用して、指定貨物について特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出を行う場合には、「特例申告貨物指定取りやめ届出業務」により、特例申告書を提出する必要がなくなった指定貨物の<u>所属区分</u>、取りやめ理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】

新	旧
<p>(貨物指定内容の変更の届出)</p> <p>4の2-7</p> <p>(1) 特例輸入者が、システムを使用して、指定内容の変更の届出を行う場合には、「貨物指定内容変更届出業務」により、貨物の<u>指定区分</u>ごとに届出を行うものとし、変更内容、変更理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 特例輸入者の承認による地位の承継に伴う指定貨物の承継手続においては、当該貨物の貨物指定書をデータにより添付することを妨げない。</p>	<p>(貨物指定内容の変更の届出)</p> <p>4の2-7</p> <p>(1) 特例輸入者が、システムを使用して、指定内容の変更の届出を行う場合には、「貨物指定内容変更届出業務」により、貨物の<u>所属区分</u>ごとに届出を行うものとし、変更内容、変更理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 特例輸入者の承認による地位の承継に伴う指定貨物の承継手続においては、当該貨物の貨物指定書をデータにより添付することを妨げない。</p>

新	旧
<p>承認手続等</p> <p>3 特例輸入者の承認に関する事務 特例申告担当統括官、審理部門、収納課（収納課が設置されていない官署にあっては収納担当部門若しくは収納担当職員。以下同じ。）関税鑑査官及び事後調査部門における特例輸入者の承認に関する事務については、次による。 (1)～(5) （省略） (6) 関税鑑査官の事務 特例申告担当統括官の依頼がある場合には、立入調査に同行し、指定を受けようとする貨物の属する指定区分（令第4条の7第1項第2号に規定する指定区分をいう。以下同じ。）を、保存されている書類等（例えば、成分分析表、インボイス、カタログ）の内容により確認し、その結果を特例申告担当統括官に回報する。</p> <p>8 特例輸入者管理 (1) （省略） (2) 輸入者管理（人的管理） イ 審理部門の事務 特例輸入者について、法第7条の12第1項第2号ホに該当する事実を確認した場合には、速やかに別紙様式第2号により特例申告担当統括官へ通報する。また、特例申告担当統括官より依頼された調査についても速やかに回報する。 ロ （省略） (3)～(6) （省略）</p> <p>貨物の指定等</p> <p>1 申請 指定申請は、指定を受けようとする貨物の指定区分ごとに、次の事項を記載した「指定申請書」2通（原本、申請者用）を、担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、指定申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p>	<p>承認手続等</p> <p>3 特例輸入者の承認に関する事務 特例申告担当統括官、審理部門、収納課（収納課が設置されていない官署にあっては収納担当部門若しくは収納担当職員。以下同じ。）関税鑑査官及び事後調査部門における特例輸入者の承認に関する事務については、次による。 (1)～(5) （同左） (6) 関税鑑査官の事務 特例申告担当統括官の依頼がある場合には、立入調査に同行し、指定を受けようとする貨物の関税率表の所属区分（統計細分を含む。以下「所属区分」という。）を、保存されている書類等（例えば、成分分析表、インボイス、カタログ）の内容により確認し、その結果を特例申告担当統括官に回報する。</p> <p>8 特例輸入者管理 (1) （同左） (2) 輸入者管理（人的管理） イ 審理部門の事務 特例輸入者について、法第7条の12第1項第2号ロに該当する事実を確認した場合には、速やかに別紙様式第2号により特例申告担当統括官へ通報する。また、特例申告担当統括官より依頼された調査についても速やかに回報する。 ロ （同左） (3)～(6) （同左）</p> <p>貨物の指定等</p> <p>1 申請 指定申請は、指定を受けようとする貨物の所属区分ごとに、次の事項を記載した「指定申請書」2通（原本、申請者用）を、担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、指定申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p>

新旧対照表

【簡易申告制度事務の実施要領について（平成 13 年 3 月 31 日財関第 274 号）】

網掛部分：不開示

新	旧
<p>なお、特例輸入者の承認を受けようとする際の指定申請は、承認申請に併せて行わなければならないので留意する。</p> <p>この場合における指定申請書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 指定を受けようとする貨物の品名の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>イ 一般的な名称にとどまらず、統計品目番号を容易に特定することができるように、具体的な品名（例えば、「ポロシャツ」ではなく「男性用メリヤス編の綿 100%で、ししゅうを有している模様編のポロシャツ」）を記載させる。</p> <p>なお、指定を受けようとする貨物の品名が異なり、<u>指定区分</u>が同じ場合は、その品名をすべて記載させる。この場合、任意の様式に記載の上添付させることとして差し支えない。</p> <p>ロ <u>指定区分に複数の所属区分が含まれる場合には、その所属区分をすべて記載させる。また、通関システムにより特例申告を行う予定である場合には、通関システム用コードを含む 10桁までを、通関システム用コードの 10桁目が十(オベリスク)であるため、統計細分が同一でありながら、通関システム用品目コードが複数ある場合には、特例申告を行おうとする貨物ごとに通関システム用品目コードを記載させる。この場合、1枚の申請書に取りまとめて差し支えない。</u></p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5) 令第4条の7第1項第5号《指定申請書の記載事項》に規定する「その他参考となるべき事項」については、貨物の<u>指定区分</u>を特定するために参考となるべき事項等を記載させることとし、併せて次の書類を添付させる。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>2 受理</p> <p>指定申請書の受理については、担当税関の特例申告担当統括官が行うものとし、その取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例申告担当統括官の事務</p> <p>イ 指定申請書が提出された場合には、指定申請書の受理を行うに当たり、その記載内容及び添付書類の有無の確認を行い、不備（その不備が</p>	<p>なお、特例輸入者の承認を受けようとする際の指定申請は、承認申請に併せて行わなければならないので留意する。</p> <p>この場合における指定申請書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 指定を受けようとする貨物の品名の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>イ 一般的な名称にとどまらず、統計品目番号を容易に特定することができるように、具体的な品名（例えば、「ポロシャツ」ではなく「男性用メリヤス編の綿 100%で、ししゅうを有している模様編のポロシャツ」）を記載させる。</p> <p>なお、指定を受けようとする貨物の品名が異なり、<u>所属区分</u>が同じ場合は、その品名をすべて記載させる。この場合、任意の様式に記載の上添付させることとして差し支えない。</p> <p>ロ <u>通関システムにより特例申告を行う予定である場合には、通関システム用コードを含む 10桁までを記載させる。また、通関システム用コードの 10桁目が十(オベリスク)であるため、統計細分が同一でありながら、通関システム用品目コードが複数ある場合には、特例申告を行おうとする貨物ごとに通関システム用品目コードを記載させる。この場合、1枚の申請書に取りまとめて差し支えない。</u></p> <p>(4)（同左）</p> <p>(5) 令第4条の7第1項第5号《指定申請書の記載事項》に規定する「その他参考となるべき事項」については、貨物の<u>所属区分</u>を特定するために参考となるべき事項等を記載させることとし、併せて次の書類を添付させる。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>2 受理</p> <p>指定申請書の受理については、担当税関の特例申告担当統括官が行うものとし、その取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例申告担当統括官の事務</p> <p>イ 指定申請書が提出された場合には、指定申請書の受理を行うに当たり、その記載内容及び添付書類の有無の確認を行い、不備（その不備が</p>

新旧対照表

【簡易申告制度事務の実施要領について（平成 13 年 3 月 31 日財関第 274 号）】

網掛部分：不開示

新	旧
<p>軽微で直ちに補正できるものを除く。)がある場合には、その理由を示して申請者に返却する。</p> <p>また、指定申請書が、追加の指定申請である場合には、申請者の担当税関を判定システムの「特例輸入者情報サマリー照会」業務により確認し、担当税関に誤りがあった場合には、その旨申請者へ通知し、指定申請書及び添付書類を申請者へ返却する。</p> <p>なお、貨物の指定は、<u>指定を受けようとする貨物が属する指定区分ごとに行うこととなるが、当該指定区分とは、輸入統計品目表の統計番号ごと、関税定率法別表の項の区分ごと（同表の項に所属する貨物に適用される基本税率、暫定税率、特惠税率又は協定税率がこれらの税率の種類の別ごとに同一の率である場合に限り。）又は定率法別表の号の区分ごと（同表の号に所属する貨物に適用される基本税率、暫定税率、特惠税率及び協定税率がこれらの税率の種類の別ごとに同一の率である場合（項の区分ごとにこれらの税率が同一の場合を除く。））に行うこととなるので、留意する。</u></p> <p>ロ及びハ（省略）</p> <p>ニ 貨物の指定については、<u>指定区分ごとに行っている</u>ので、既に指定している貨物の<u>指定区分</u>に該当する貨物の指定申請は不要である。</p> <p>なお、既に指定している貨物の<u>指定区分</u>に該当するか否か、疑義のある場合には、指定申請書の受理は行わず、申請者に対して関税鑑査官等へ照会するようしようようする。</p> <p>(2)（省略）</p> <p>3 貨物の指定に関する事務 特例申告担当統括官及び関係担当部門の事務については、次による。</p> <p>(1) 特例申告担当統括官の事務 特例申告担当統括官は、指定の要件を充足するか否かについて審査のため、次の事務を行う。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 簡易申告制度の適用が認められない貨物でないかを確認する。なお、特例輸入者からの指定申請である場合には、判定システムの「特例申告品目情報照会」業務を活用し、既に指定している貨物の<u>指定区分</u>に該当</p>	<p>軽微で直ちに補正できるものを除く。)がある場合には、その理由を示して申請者に返却する。</p> <p>なお、指定申請書が、追加の指定申請である場合には、申請者の担当税関を判定システムの「特例輸入者情報サマリー照会」業務により確認し、担当税関に誤りがあった場合には、その旨申請者へ通知し、指定申請書及び添付書類を申請者へ返却する。</p> <p>ロ及びハ（同左）</p> <p>ニ 貨物の指定については、<u>所属区分ごとに行っている</u>ので、既に指定している貨物の<u>所属区分</u>に該当する貨物の指定申請は不要である。</p> <p>なお、既に指定している貨物の<u>所属区分</u>に該当するか否か、疑義のある場合には、指定申請書の受理は行わず、申請者に対して関税鑑査官等へ照会するようしようようする。</p> <p>(2)（同左）</p> <p>3 貨物の指定に関する事務 特例申告担当統括官及び関係担当部門の事務については、次による。</p> <p>(1) 特例申告担当統括官の事務 特例申告担当統括官は、指定の要件を充足するか否かについて審査のため、次の事務を行う。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 簡易申告制度の適用が認められない貨物でないかを確認する。なお、特例輸入者からの指定申請である場合には、判定システムの「特例申告品目情報照会」業務を活用し、既に指定している貨物の<u>所属区分</u>に該当</p>

新	旧
<p>又は含まれていないかを確認する。</p> <p>ニ及びホ（省略）</p> <p>ヘ 特例輸入者に係る指定申請の場合には、<u>指定区分</u>の特定等については提出された資料等により行うことができる場合には、立入調査は行わないこととする。ただし、関係担当部門が行った調査結果に基づき、立入調査の必要性が認められる場合は、事後調査部門又は関税鑑査官に別紙様式第 7 号により立入調査依頼を行うこととする。</p> <p>ト及びチ</p> <p>(2) 通関総括部門の事務 特例申告担当統括官からの指定の要件に関する調査依頼に基づき、判定システムで確認ができない輸入許可の実績、<u>他法令の該否の確認</u>、加算税を賦課した修正申告等の調査を実施し、調査結果について、特例申告担当統括官に回報する。</p> <p>(3) 関税鑑査官の事務 次に掲げる事項の確認を行い、その結果について、特例申告担当統括官に回報する。</p> <p>イ 特例申告担当統括官からの指定の要件に関する調査依頼に基づき、指定申請に係る貨物の事前教示の有無や<u>指定区分</u>を確認する。</p> <p>ロ（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>4 貨物の指定に係る審査手続き 指定申請書の審査に当たって、法第 7 条の 6 第 3 項及び第 4 項に規定する指定の要件に関する確認については、原則として、提出された指定申請書及び添付書類によるほか、輸入者等から必要事項を聴取することにより、行うこととする。 なお、審査に当たっては、提出資料の要求は最小限にとどめ、申請者に過度の負担をかけることのないように留意する。</p> <p>(1) 次に掲げる貨物については、貨物の<u>指定区分</u>が特定できない場合があるため、法第 7 条の 6 第 3 項《継続的な輸入に該当する場合》に規定する輸入許可の実績には含めないものとする。ただし、申請者が提出する資料に</p>	<p>していないかを確認する。</p> <p>ニ及びホ（同左）</p> <p>ヘ 特例輸入者に係る指定申請の場合には、<u>所属区分</u>の特定等については提出された資料等により行うことができる場合には、立入調査は行わないこととする。ただし、関係担当部門が行った調査結果に基づき、立入調査の必要性が認められる場合は、事後調査部門又は関税鑑査官に別紙様式第 7 号により立入調査依頼を行うこととする。</p> <p>ト及びチ</p> <p>(2) 通関総括部門の事務 特例申告担当統括官からの指定の要件に関する調査依頼に基づき、判定システムで確認ができない輸入許可の実績、加算税を賦課した修正申告等の調査を実施し、調査結果について、特例申告担当統括官に回報する。</p> <p>(3) 関税鑑査官の事務 次に掲げる事項の確認を行い、その結果について、特例申告担当統括官に回報する。</p> <p>イ 特例申告担当統括官からの指定の要件に関する調査依頼に基づき、指定申請に係る貨物の事前教示の有無や<u>所属区分</u>を確認する。</p> <p>ロ 承認申請に併せて行われた指定申請については、承認申請に係る立入調査に同行した際に、 の 3 の (5) の確認を行う。</p> <p>(4)（同左）</p> <p>4 貨物の指定に係る審査手続き 指定申請書の審査に当たって、法第 7 条の 6 第 3 項及び第 4 項に規定する指定の要件に関する確認については、原則として、提出された指定申請書及び添付書類によるほか、輸入者等から必要事項を聴取することにより、行うこととする。 なお、審査に当たっては、提出資料の要求は最小限にとどめ、申請者に過度の負担をかけることのないように留意する。</p> <p>(1) 次に掲げる貨物については、貨物の<u>所属区分</u>が特定できないため、法第 7 条の 6 第 3 項《継続的な輸入に該当する場合》に規定する輸入許可の実績には含めないものとする。ただし、申請者が提出する資料により、貨の</p>

新旧対照表

【簡易申告制度事務の実施要領について（平成 13 年 3 月 31 日財関第 274 号）】

網掛部分：不開示

新	旧
<p>より、貨物の<u>指定区分</u>の特定が明らかであると認められる場合を除く。 イ及びロ（省略） 八 関基 6 7 4 1 7（関税率表等の分類の特例扱い）を適用して申告した貨物 三 <u>航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）の第 5 章第 1 節の 2（少額関税無税貨物の輸入申告）の規定に基づき申告した貨物</u> (2)（省略）</p> <p>5 指定又は不指定の通知 特例申告担当統括官は、指定の要件が充足している場合は、貨物の指定を行うものとする。この場合の指定又は不指定の手続は、次による。 (1)（省略） (2) 令第 4 条の 7 第 2 項《指定又は不指定の通知》の規定に基づく指定の申請者への通知は、指定番号（指定申請書の受理番号とする。）<u>指定区分</u>、品名（指定申請書に記載された品名のうち代表的なもの。）及び特例申告の適用開始年月日等の必要事項を記載した「貨物指定書」（C - 9110）（以下「指定書」という。）を申請者に交付することにより行う。この場合、申請者に対して指定貨物の輸入申告をしようとする月の前月末日までに引取担保を輸入の予定地を管轄する税関長に提供しなければならないことを徹底するものとする。また、他税関の特例申告担当統括官には指定した旨を別紙様式第 5 号により通報する。 不指定の申請者への通知は、その理由を付記した「貨物不指定書」（C - 9120）（以下「不指定書」という。）を申請者に交付することにより行う。 なお、併せて判定システムの「特例申告品目情報指定登録」業務により不指定情報の登録を行う。 (3)及び(4)（省略）</p> <p>6～8（省略）</p> <p>9 指定内容の変更 定率法の改正等に伴い、貨物の<u>指定区分</u>又は統計品目番号に変更がある場</p>	<p><u>所属区分</u>の特定が明らかであると認められる場合を除く。 イ及びロ 八 関基 6 7 4 1 5（関税率表等の分類の特例扱い）を適用して申告した貨物 (2)（同左）</p> <p>5 指定又は不指定の通知 特例申告担当統括官は、指定の要件が充足している場合は、貨物の指定を行うものとする。この場合の指定又は不指定の手続は、次による。 (1)（同左） (2) 令第 4 条の 7 第 2 項《指定又は不指定の通知》の規定に基づく指定の申請者への通知は、指定番号（指定申請書の受理番号とする。）<u>所属区分</u>、品名（指定申請書に記載された品名のうち代表的なもの。）及び特例申告の適用開始年月日等の必要事項を記載した「貨物指定書」（C - 9110）（以下「指定書」という。）を申請者に交付することにより行う。この場合、申請者に対して指定貨物の輸入申告をしようとする月の前月末日までに引取担保を輸入の予定地を管轄する税関長に提供しなければならないことを徹底するものとする。また、他税関の特例申告担当統括官には指定した旨を別紙様式第 5 号により通報する。 不指定の申請者への通知は、その理由を付記した「貨物不指定書」（C - 9120）（以下「不指定書」という。）を申請者に交付することにより行う。 なお、併せて判定システムの「特例申告品目情報指定登録」業務により不指定情報の登録を行う。 (3)及び(4)（同左）</p> <p>6～8 申請の撤回</p> <p>9 指定内容の変更 定率法の改正等に伴い、貨物の<u>所属区分</u>又は統計品目番号に変更がある場</p>

新旧対照表

【簡易申告制度事務の実施要領について（平成 13 年 3 月 31 日財関第 274 号）】

網掛部分：不開示

新	旧
<p>合又は前記 の 1 3 (承継) の手続による承認の承継に伴う指定貨物の承継手続を行う場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 指定内容の変更手続</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 変更届については、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者番号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定を受けた年月日、指定番号、指定貨物の<u>指定区分</u>、変更する内容及びその変更理由を記載させる(特例輸入者間の承認の承継に伴う指定済貨物情報の移行に係る変更届の記載方法については、前記の 1 3 の(6)の二による。)</p> <p>なお、通関業者による届出の場合は、通関業者の住所及び名称を併せて記載させる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>10 特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出</p> <p>令第 4 条の 9 《特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出の手続》の規定による届出 (以下この節において「届出」という。) の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出の手続</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 取りやめ届には、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者番号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定年月日、指定番号、当該貨物の<u>指定区分</u>及び取りやめの理由を記載させる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>11 指定の取消し手続等</p> <p>(1) 法第 7 条の 7 第 2 項《指定の取消し等》に規定する特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであった納税申告に係る指定貨物について修正申告等があったときは、当該指定貨物に係る法第 7 条の 2 第 1 項《申告の特例》の指定を取り消すものとする。なお、指定の取消しを行うことができる期間は、加算税が賦課された修正申告等の当初の納税申告の日</p>	<p>合又は前記 の 1 3 (承継) の手続による承認の承継に伴う指定貨物の承継手続を行う場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 指定内容の変更手続</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 変更届については、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者番号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定を受けた年月日、指定番号、指定貨物の<u>所属区分</u>、変更する内容及びその変更理由を記載させる(特例輸入者間の承認の承継に伴う指定済貨物情報の移行に係る変更届の記載方法については、前記の 1 3 の(6)の二による。)</p> <p>なお、通関業者による届出の場合は、通関業者の住所及び名称を併せて記載させる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>10 特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出</p> <p>令第 4 条の 9 《特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出の手続》の規定による届出 (以下この節において「届出」という。) の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出の手続</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 取りやめ届には、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者番号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定年月日、指定番号、当該貨物の<u>所属区分</u>及び取りやめの理由を記載させる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>11 指定の取消し手続等</p> <p>(2) 法第 7 条の 7 第 2 項《指定の取消し等》に規定する特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであった納税申告に係る指定貨物について修正申告等があったときは、当該指定貨物に係る法第 7 条の 2 第 1 項《申告の特例》の指定を取り消すものとする。なお、指定の取消しを行うことができる期間は、加算税が賦課された修正申告等の当初の納税申告の日</p>

新旧対照表

【簡易申告制度事務の実施要領について（平成 13 年 3 月 31 日財関第 274 号）】

網掛部分：不開示

新	旧
<p>から一年間であり、これを超える日においては、取消しを行うことはできないので留意する。</p> <p>(2) 関基 7 の 7 - 2（貨物指定の取消し手続）に該当する場合で、貨物指定を取り消さないことが妥当であると考えられる場合は、取り消さないことが妥当である理由等意見を添えて関税局業務課と協議を行った上、貨物指定の取消しの要否を判断するものとする。</p> <p>(3)及び(4)</p> <p>（省略）</p> <p>輸入申告</p> <p>1 輸入申告 簡易申告制度に係る法第 6 7 条の規定による輸入申告（以下「輸入（引取）申告」という。）は、「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C - 5020）の標題部分を「輸入（引取）申告書」と訂正した申告書（以下「輸入（引取）申告書」という。）の上部余白に「簡」と朱書きのうえ税関に提出することにより行わせる。</p> <p>(1) 申告書記載事項 輸入（引取）申告書は、税関様式関係通達の「記載要領及び留意事項」の「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）」（以下この章及び次章において「輸入申告書記載要領」という。）に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載（例：1 1 1 1 1-A）する。 なお、記載事項のうち納税に係る以下の項目については、記載を要しない。</p> <p>イ～ハ（省略） （注意事項） 輸入（引取）申告書の記載に当たっては、指定貨物の関税率表上の<u>指定区分</u>を特定させることが必要であるため、輸入申告書記載要領を準用するに際しては、次のことに留意する。</p>	<p>から一年間であり、これを超える日においては、取消しを行うことはできないので留意する。</p> <p>(2) 関基 7 の 7 - 2（貨物指定の取消し手続）に該当する場合で、貨物指定を取り消さないことが妥当であると考えられる場合は、取り消さないことが妥当である理由等意見を添えて関税局調査保税課と協議を行った上、貨物指定の取消しの要否を判断するものとする。</p> <p>(3)及び(4)</p> <p>（同左）</p> <p>輸入申告</p> <p>1 輸入申告 簡易申告制度に係る法第 6 7 条の規定による輸入申告（以下「輸入（引取）申告」という。）は、「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C - 5020）の標題部分を「輸入（引取）申告書」と訂正した申告書（以下「輸入（引取）申告書」という。）の上部余白に「簡」と朱書きのうえ税関に提出することにより行わせる。</p> <p>(1) 申告書記載事項 輸入（引取）申告書は、税関様式関係通達の「記載要領及び留意事項」の「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）」（以下この章及び次章において「輸入申告書記載要領」という。）に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載（例：1 1 1 1 1-A）する。 なお、記載事項のうち納税に係る以下の項目については、記載を要しない。</p> <p>イ～ハ（同左） （注意事項） 輸入（引取）申告書の記載に当たっては、指定貨物の関税率表上の<u>所属区分</u>を特定させることが必要であるため、輸入申告書記載要領を準用するに際しては、次のことに留意する。</p>

新旧対照表

【簡易申告制度事務の実施要領について（平成 13 年 3 月 31 日財関第 274 号）】

網掛部分：不開示

新	旧
<p>イ～ニ（省略） ホ 関基 67 - 4 - 17（関税率表等の分類の特例扱い）に規定する 取扱いによることはできない。 (2)～(4)（省略） 2 及び 3（省略） ~（省略）</p>	<p>イ～ニ（同左） ホ 関基 67 - 4 - 15（関税率表等の分類の特例扱い）に規定する取扱 いによることはできない。 (2)～(4)（同左） 2 及び 3（同左） ~（同左）</p>